

令和6年4月23日 区長記者発表

事業名





ここが ポイント

- ◆災害に強い街づくりを総合的に推進 するための指針である「港区防災街づ くり整備指針」を策定しました。
- ◆震災前の「予防」だけでなく、震災後 の「復興」に向けた取組も強化してい きます。

事業費

37,273 千円

区では、防災対策の基本理念や区、区民、事業者が取り組むべき基本事項を 定めた「港区防災対策基本条例」を平成23年に制定しました。その中で、予防 から復旧・復興までの段階ごとの指針や計画の策定を義務付け、区民のかけがえ のない生命と貴重な財産を守るための具体的な取組を推進しています。

港区防災街づくり整備指針の策定 【予防の取組】

「港区防災街づくり整備指針」は災害に強い街づくりを総合的に推進するための指針です。「主にハードの側面からの防災街づくり」と「災害発生前の予防段階での防災街づくり」の2点を対象とし、構成建築物の新築時、改築時や大規模開発時等に、防災性を向上する取組の手引書となります。

前回の指針策定から 10 年が経過したことから、その間の社会情勢の変化や都による 首都直下地震等による東京の被害想定の見直し内容等を踏まえ、**令和6年3月に、新** たな「港区防災街づくり整備指針」を策定しました。

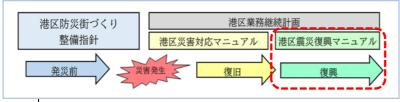
概要

新たな 港区防災街づくり整備指針 のポイント

- 「弱みを低減する」に加えて「強みを生かす」防災街づくりを展開する
- ▼ 新たな社会ニーズを盛り込み、防災街づくりを加速させる
- ☑ 防災資源の充実と地域への貢献を促すことで回復力の高い街を目指す

港区震災復興マニュアルの見直し【復興の取組】

震災からの復興過程を事前に想定し、早期復興を図るための活動の手順を示したものが「港区震災復興マニュアル」です。「まちの復興」「住宅の復興」「暮らしの復興」「産業の復興・雇用の確保」の分野ごとに、復興のプロセスを示しています。令和6年3月に修正した「港区地域防災計画」とも整合性を図り、「港区災害対応マニュアル」とともに令和6年度中に改定します。





問合せ

課 長 都市計画課 野口

☎ 03-3578-2205 (直通)

係長

都市計画課 街づくり計画担当 高舘・岡部

☎ 03-3578-2210・2213 (直通)